

2 平塚市開発審査会条例施行規則

平成13年3月27日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市開発審査会条例(平成12年条例第26号。以下「条例」という。)

第8条の規定に基づき、平塚市開発審査会(以下「審査会」という。)の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、条例第6条の規定に基づき、審査会の会議を招集しようとするときは、会議開催の日前3日までに会議の日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議録)

第3条 会長は、審査会の会議が終了したときは、会議の経過、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成しなければならない。

2 前項に規定する会議録には、会長及び会議において定めた委員1人が署名しなければならない。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、まちづくり政策部まちづくり政策課で処理する。

(会長印)

第5条 会長の印は、別表のとおりとする。

2 前項の規定による会長の印の取扱い等については、平塚市公印規則(昭和48年規則第35号)の規定を準用する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

名称	書体	形式	寸法 ミリメートル	個数	保管者	用途
平塚市開発 審査会会長 印	てん書	平塚市開 発審査会 会長之印	方21	1	まちづくり政策 部まちづくり政 策課長	開発審査会会長 名をもってする 文書